

第九十九号議案

江戸川区事務手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年九月十四日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

江戸川区事務手数料条例の一部を改正する条例

江戸川区事務手数料条例（昭和五十一年三月江戸川区条例第八号）の一部を次のように改正する。

別表第二都市開発部の表五十二の項中「第八十五条第五項」を「第八十五条第六項」に改め、同表五十二の二の項中「第八十五条第六項」を「第八十五条第七項」に改め、同表六十二の二の項中「第八十七条の三第五項」を「第八十七条の三第六項」に改め、同表六十二の三の項中「第八十七条の三第六項」を「第八十条の三第七項」に改め、同表七十五の項中「基づく長期優良住宅建築等計画」の下に「又は長期優良住宅維持保全計画（以下「長期優良住宅建築等計画等」という。）」を加え、「長期優良住宅建築等計画」を「長期優良住宅建築等計画等に」に改め、同表七十六の項及び七十八の項中「長期優良住宅建築等計画」の下に「等」を加え、同表七十八の項の次に次のように加える。

<p>七十八の二 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第十八条第一項の規定に基づく住宅の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査</p>	<p>認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許</p>	<p>一件につき</p>	<p>十六万円</p>	<p>許可申請のとき</p>
---	---	--------------	-------------	----------------

可申請手数料

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明)

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）の改正に伴い、長期優良住宅の容積率に関する特例許可の申請に対する審査事務に係る手数料を新設するほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。